

# 特定犬(土佐犬など)の飼い主の方へ!

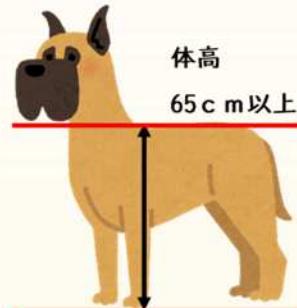
**特定犬とは**(佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則より)

## 1. 人に危害を加えるおそれがあるものとして定める10犬種

- ① 土佐犬 ② 秋田犬 ③ 紀州犬 ④ ジャーマン・シェパード
- ⑤ グレート・デーン ⑥ ドーベルマン ⑦ セント・バーナード
- ⑧ アラスカン・マラミュート ⑨ マスチフ
- ⑩ アメリカン・スタッフォードシャー・テリア (アメリカン・ピット・ブルテリア)

## 2. 大型犬(雑種含む)

体高(背中の一番高い部分から地面まで) 65cm以上の犬



## 3. 県知事が指定する犬

危険性(咬傷事故の再発等)のおそれがあり知事が指定する犬

## 標識(シール)を掲示(貼付)してください!

特定犬を飼養していることを明示する標識(シール)を訪問者等から見やすい場所に掲示(貼付)し、注意喚起してください。

注 意

**特定犬**

佐 賀 県

※ 縦4.5cm以上、横6.5cm以上

## 「おり」の中で飼養(保管)してください!

咬傷事故や転倒事故の発生を防止するために「おり」の中で飼養してください。鍵の掛け忘れや、扉の破損に注意してください。

※生後9ヶ月未満の犬、身体障害者補助犬は除きます。

## 逸走したときはただちに通報してください!

特定犬が逸走したときは、直ちに知事(保健福祉事務所等)及び警察へ通報し、咬傷事故等の発生を防止してください。

特定犬の逸走時に通報しなかった飼い主は、5万円以下の罰金が科せられます。



# 特定犬を飼うときの注意ポイント(Q&A)

Q1. おとなしい性格でも「おり」の中で飼う必要がありますか？

→ はい、必ず「おり」の中で飼ってください。

特定犬のような大型犬は性格がおとなしくても、事故につながる可能性があります。

高齢者が庭に繋がれた大型犬にじゃれつかれ、転倒して骨折、その後寝たきりになったケースがあります。

Q2. 特定犬を飼うために届出は必要ですか？

→ 届出は不要です。

Q3. 特定犬の標識（シール）はどこで入手できますか？

→ 保健福祉事務所や市町で無料配布しています。

犬舎や玄関など訪問者が目につきやすい場所に貼ってください。

Q4. 「おり」はどんなものを準備すればいいですか？

→ 次のような「おり」をご準備ください。

- ・十分な強度のある材質
- ・犬が人に危害を加わえらない構造
- ・施錠ができるもの（逸走防止のため）
- ・犬が自然な姿勢を取れる広さ



## 特定犬・狂犬病予防・動物愛護管理などに関する問い合わせ先

管轄市町	管轄保健福祉事務所	住所	電話番号
佐賀市, 多久市, 小城市, 神埼市, 吉野ヶ里町	佐賀中部保健福祉事務所 衛生対策課	〒849-8585 佐賀市八丁畷町1-20	0952-30-1350
鳥栖市, 基山町, 上峰町, みやき町	鳥栖保健福祉事務所 衛生対策課	〒841-0051 鳥栖市元町1234-1	0942-83-2162
唐津市, 玄海町	唐津保健福祉事務所 衛生対策課	〒847-0012 唐津市大名小路3-1	0955-73-1131
伊万里市, 有田町	伊万里保健福祉事務所 衛生対策課	〒848-0041 伊万里市新天町坂口122-4	0955-23-2103
武雄市, 鹿島市, 嬉野市, 大町町, 江北町, 白石町, 太良町	杵藤保健福祉事務所 衛生対策課	〒843-0023 武雄市武雄町昭和265	0954-23-3501

